

令和7年度山口市予防接種計画

1. A類疾病の定期予防接種

山口市健康増進課

予防接種名		対象年齢	標準的な接種年齢	接種回数	接種間隔等
BCG(結核)		生後1歳に至るまで	生後5～7月	1回	
B型肝炎		生後1歳に至るまで	生後2～8月	3回	27日以上の間隔を置いて2回接種した後、1回目の接種から139日以上の間隔を置いて1回接種
五種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ)	1期初回	生後2月から90月(7歳半)に至るまで	生後2～7月	3回	20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおく
	1期追加		1期初回終了後6～18月	1回	1期初回接種終了後6月以上、標準的には6月から18月までの間隔をおく
四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ) 三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	1期初回	生後2月から90月(7歳半)に至るまで	生後2～11月	3回	20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおく
	1期追加		1期初回終了後12～18月	1回	1期初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおく
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	2期	11歳以上13歳未満	小学6年生	1回	予診票は学校を通じて配布 接種の際は保護者同伴
ポリオ(急性灰白髄炎)	初回	生後2月から90月(7歳半)に至るまで	生後2～11月	3回	20日以上の間隔をおく
	追加		初回終了後12～18月	1回	初回接種終了後6月以上の間隔をおく
MR(麻しん・風しん) (※1)	1期	生後12月から24月に至るまで	—	1回	
	2期	5歳以上7歳未満であって、 <u>小学校就学前の1年間</u>	—	1回	
	5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性	—	1回	抗体検査を前置する
水痘	初回	生後12月から36月に至るまで	生後12～14月	1回	
	追加		初回終了後6～12月	1回	初回接種終了後3月以上の間隔をおく
日本脳炎	1期初回	生後6月から90月(7歳半)に至るまで及び特例対象者	3歳	2回	6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおく
	1期追加		4歳	1回	初回接種終了後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に接種
	2期	9歳以上13歳未満及び特例対象者	小学4年生	1回	予診票は学校を通じて配布 接種の際は保護者同伴
ロタウイルス (右記のいずれかを選択)	経口弱毒生ヒト ロタウイルスワクチン	生後6週に至った日の翌日から生後24週に至る日の翌日まで (令和2年8月1日以後に生まれた者に限る)	初回接種は、生後2月～生後14週6日	2回	27日以上の間隔をおく
	5価経口弱毒生 ロタウイルスワクチン	生後6週に至った日の翌日から生後32週に至る日の翌日まで (令和2年8月1日以後に生まれた者に限る)		3回	27日以上の間隔をおく

予防接種名	対象年齢	接種開始時期 ※接種開始時期によって接種回数が変わります。	標準的な接種年齢	接種回数	接種間隔等
ヒブ (インフルエンザ菌b型)	生後2～60月 (5歳)未満	生後2月から7月に至るまで	接種開始時期が生後2月から7月に至るまでの間	4回(初回3回、追加1回)	・初回:27日以上、標準的には27日から56日までの間隔で3回接種(医師が必要と認めるときは20日以上) ・追加:初回接種終了後7月以上、標準的には7月から13月の間隔をあけて1回接種 ※ただし初回2回目及び3回目の接種は、生後12月に至るまでに行う。超えた場合行わない。追加接種は可能だが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔を置いて1回接種
		生後7月から12月に至るまで		3回(初回2回、追加1回)	・初回:27日以上、標準的には27日から56日までの間隔で2回接種(医師が必要と認めるときは20日以上) ・追加:初回接種終了後7月以上、標準的には7月から13月の間隔をあけて1回接種 ※ただし初回2回目の接種は生後12月に至るまでに行う。超えた場合行わない。追加接種は可能だが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔を置いて1回接種
		生後12月から60月に至るまで		1回	
小児用肺炎球菌	生後2～60月 (5歳)未満	生後2月から7月に至るまで	接種開始時期が生後2月から7月に至るまでの間	4回(初回3回、追加1回)	・初回:生後24月に至るまで、標準的には生後12月までに27日以上の間隔を置いて3回接種 ※ただし初回2回目の接種は生後12月に至るまでに行う。超えた場合、3回目の接種は行わない。 ・追加:初回接種終了後60日以上の間隔を置いて生後12月以降、標準的には生後12～15月に至るまでに1回接種
		生後7月から12月に至るまで		3回(初回2回、追加1回)	・初回:生後24月に至るまで、標準的には生後12月までに27日以上の間隔を置いて2回接種 ※ただし初回2回目の接種は生後24月に至るまでに行う。超えた場合行わない。 ・追加:初回接種終了後60日以上の間隔を置いて生後12月以降に1回接種
		生後12月から24月に至るまで		2回	60日以上の間隔を置いて2回接種
		生後24月から60月に至るまで		1回	

令和7年度山口市予防接種計画

1. A類疾病の定期接種

山口市健康増進課

予防接種名		対象年齢 ※接種開始時期によって接種回数異なります。	標準的な接種年齢	接種回数	接種間隔等
子宮頸がん予防 (※2)	サーバリックス(2価)	(定期接種対象者) 小学6年生から高校1年生の年齢相当にある女子 ※シルガード9(9価)2回接種の対象年齢は、小学校6年生の学年から、15歳の誕生日の前日(15歳未満)までとする。 ※シルガード9(9価)は15歳になるまでの間に1回目の接種を行えば、2回での接種完了を可能とする。	中学1年生	3回	・標準的には1月の間隔を置いて2回接種後、1回目から6月の間隔を置いて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後から5月の間隔をあける) ・上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔を置いて2回接種後、1回目から5月以上、かつ2回目から2月半以上の間隔を置いて1回接種
	ガーダシル(4価)			3回	・標準的には2月の間隔を置いて2回接種後、1回目から6月の間隔を置いて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後から4月の間隔をあける) ・上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔を置いて2回接種後、2回目から3月以上の間隔を置いて1回接種
	シルガード9(9価)			2回	・標準的には初回接種の6月後の2回接種とする。(初回から2回目までの接種間隔は最低5月以上とし、5カ月未満で2回目を接種した場合は合計3回の接種とする。2価及び4価HPVワクチンとの交互接種となる場合は3回接種とする。
	シルガード9(9価)			3回	・標準的には2月の間隔を置いて2回接種後、1回目から6月の間隔を置いて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後から4月の間隔をあける) ・上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔を置いて2回接種後、2回目から3月以上の間隔を置いて1回接種
	サーバリックス(2価)	(キャッチアップ接種対象者) 平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれたの女性で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに子宮頸がん予防ワクチンを1回以上接種している方は、残り回数分の接種を受けることが可能 (期間:令和8年3月31日まで)	—	3回	・標準的には1月の間隔を置いて2回接種後、1回目から6月の間隔を置いて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後から5月の間隔をあける) ・2回目の接種から上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔を置いて2回接種後、1回目から5月以上、かつ2回目から2月半以上の間隔を置いて1回接種 ・3回目の接種から行う場合は、上記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、可能な限り速やかに行う。
	ガーダシル(4価)			3回	・標準的には2月の間隔を置いて2回接種後、1回目から6月の間隔を置いて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後から4月の間隔をあける) ・2回目の接種から上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔を置いて2回接種後、2回目から3月以上の間隔を置いて1回接種 ・3回目の接種から行う場合は、上記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、可能な限り速やかに行う。
	シルガード9(9価)			3回	・標準的には2月の間隔を置いて2回接種後、1回目から6月の間隔を置いて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後から4月の間隔をあける) ・2回目の接種から上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔を置いて2回接種後、2回目から3月以上の間隔を置いて1回接種 ・3回目の接種から行う場合は、上記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、可能な限り速やかに行う。

(※1)MR1期、2期、風しん5期の接種について

第1期(令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者)、第2期(令和6年度における対象者:5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前の1年間の間にある者)、第5期(昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分である者)については、令和9年3月31日までの2年間、接種対象期間を超えて接種を実施しても差し支えないこととする。

(※2)9価ワクチン(シルガード9)の接種について

- ① 2価または4価HPVワクチンとの交互接種について:同じ種類のワクチンで接種を完了することを原則とするが、すでに2価あるいは4価HPVワクチンを用いて定期予防接種の一部を終了した者が残りの接種を行う場合には、適切な情報提供に基づき、医師と被接種者等がよく相談した上で、9価ワクチンを選択しても差し支えないこととする。
- ② キャッチアップ接種における取扱いについて:同じ種類のHPVワクチンで接種を完了することを原則とするが、すでに2価あるいは4価HPVワクチンを用いてキャッチアップ接種の一部を終了した者が残りの接種を行う場合には、適切な情報提供に基づき、医師と被接種者等がよく相談した上で、9価ワクチンを選択しても差し支えないこととする。
- ③ 任意予防接種実施者への経過措置について:定期予防接種の対象年齢の者が任意予防接種で9価ワクチンを接種し、1回目または、2回目の接種まで行い、2回目・3回目の接種が定期予防接種以降となった場合は、任意予防接種で実施した接種も接種回数に含めることとし、残りの接種回数の実施をもって接種を完了したものとみなす。

キャッチアップ接種についての注意点(過去に子宮頸がん予防ワクチン接種中断者や交互接種の取り扱いについて)

- ① 接種を初回からやり直すことなく、残りの回数の接種(2、3回目又は3回目)を行うこと。
- ② 過去に接種歴のある子宮頸がん予防ワクチンと同一の種類のワクチンを使用すること。ただし、過去に接種した子宮頸がん予防ワクチンの種類が不明である場合、キャッチアップ接種を実施する医療機関の医師と被接種者として十分に相談した上で、接種する子宮頸がん予防ワクチンの種類を選択すること。
この場合、結果として、異なる種類の子宮頸がん予防ワクチンが接種される可能性があるため、ワクチンの互換性に関する安全性、免疫性及び有効性等についても、十分な説明を行うこと。その際、厚生労働省が提供するリーフレットやホームページ(HPVワクチンに関するQ&A等)、県や協力医療機関からの情報を参考にすること。
さらに、過去に接種したワクチンの種類が不明である旨が予診票に記載されていることを確認すること。
- ③ 9価ワクチンを任意予防接種で完了されている方は、定期予防接種として接種する必要はありません。